

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所の取組等について

1 区保健所の5類類型変更後（5月8日以降）の主な取組実績

(1) 区民周知・啓発

区ホームページや広報すぎなみ等を活用し、5類類型変更後の発熱等の症状が出た場合の対応等を周知するとともに、令和5年春開始接種のワクチン接種の検討を呼びかけることで、区民一人ひとりの自主的な感染予防行動の周知徹底を実施

(2) 相談体制・連携体制

基幹病院及び医師会等との対策連絡会を令和3年末以降28回開催（9月7日現在）

(3) 医療・検査体制

- ① 発熱患者の診療又は検体採取を実施する「外来対応医療機関」等の継続・拡充（9月7日現在：225機関）
- ② PCR検査バスを活用したPCR検査（モニタリング）の実施（9月末終了予定）
- ③ 検体採取を実施する医療機関の従事者複数名の感染による休業又は診療の縮小期間の経営継続支援補助制度の実施
- ④ 区内の感染症協力医療機関等での患者受け入れを維持することに加え、それ以外の入院病床を有する医療機関においても患者受け入れ体制の構築や感染拡大による入院患者増加に備え、患者の受け入れ実績に応じた費用助成の実施

(4) 保健所体制

- ① 区直営のPCR検査判定の実施（生活衛生課分室：旧衛生試験所）
- ② 高齢者施設及び障害者施設等への感染対策助言・訪問指導の実施
- ③ 介護事業所、ケアマネジャー等を対象とした、感染対策研修の実施（介護保険課と共同開催）
- ④ 令和5年5月8日～9月30日を新型コロナウイルス感染症の5類類型変更後の移行期間とし、医療機関間における入院調整を支援

(5) ワクチン接種体制

- ① 令和4年度から実施している初回接種に加え、令和5年春開始接種を65歳以上の高齢者及び5歳から64歳までの基礎疾患を有する方等に対し実施
- ② 65歳以上の高齢者に対して、予約の負担を軽減するための日時会場指定を実施
- ③ 集団接種会場は最大9会場開設し、7月末で閉鎖
- ④ 集団接種会場として使用していた桃井原っぱ公園の仮設建築物は、6月末で会場を閉鎖し、7月に解体を実施
- ⑤ 令和5年秋開始接種を個別医療機関（病院・診療所）のみで実施する準備として、医療機関向けの説明会等を開催し、個別接種体制を拡充
- ⑥ 令和5年春開始接種を接種した方に対し、接種券を送付するとともに、未接種の接種券を所持している65歳以上の方等に秋開始接種のお知らせを送付
- ⑦ 生後6か月以上の初回接種を完了した者を対象に、9月20日からオミクロン株XBB.1.5対応ワクチンを使用した令和5年秋開始接種を開始（令和6年3月31日まで）

2 区保健所の10月1日以降の主な取組

(1) 区民周知・啓発

区ホームページや広報すぎなみ 10/1 号等を活用し、あらためて発熱等の症状が出た場合の対応等を周知するとともに、すべての区民を対象とした令和5年秋開始接種へのワクチン接種の検討を呼びかけることで、区民一人ひとりの自主的な感染予防行動の周知徹底を図る。

(2) 相談体制・連携体制

東京都新型コロナウイルス相談センターでの相談対応・外来対応医療機関の紹介等は、3月末まで継続予定（9月15日現在）

(3) 医療・検査体制

国や都の方針を踏まえ、10月以降の支援体制について検討

(4) 保健所体制

- ① 高齢者施設等でのクラスター対策として、区職員によるPCR検査判定の実施（生活衛生課分室）（継続）
- ② 高齢者施設及び障害者施設等への感染対策助言・訪問指導（継続）

(5) ワクチン接種体制

国の方針や検討状況の進捗を踏まえ、令和6年度以降の体制について検討

3 その他

(1) PCR検査バスの財産処分

区内の新型コロナウイルス感染症の有症状者や濃厚接触者の陽性検査などのほか、PCR検査モニタリング事業で活用してきたPCR検査バスについて、有償譲渡による財産処分を行う。

なお、感染症予防事業費国庫負担金の返納が発生する場合は、別に補正予算を計上し適切に返納を行う。

(2) 感染症予防計画の策定

感染症法改正により、保健所設置区市にも新たに予防計画の策定が義務付けられたことから、東京都感染症予防計画の改定内容を踏まえた計画を策定する。